附　則

この告示は、公布の日から施行し、独立行政法人都市再生機構がこの告示の施行の日以降に締結する独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号。以下「法」という。）第二十二条第四項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第百一条の十五第一項及び被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十二条第二項において準用する場合を含む。）及び法附則第二十二条第二項の規定による支払金に係る契約（以下単に「契約」という。）から適用し、独立行政法人都市再生機構が同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第三百二十号

船舶料理士に関する省令の一部を改正する省令（平成二十三年国土交通省令第十七号）の施行に伴い、船内における調理に関する業務を適正に行う能力を有する者の基準を定める告示（平成十五年国土交通省告示第九十号）は廃止する。

平成二十三年三月三十日

国土交通大臣　大畠　章宏

○国土交通省告示第三百二十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年三月三十日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

中之組沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に接する河川の内その接している区間の河川敷

長野県小県郡青木村大字田澤

字洞沢口　三五〇番

三五〇番一

三五一番一及び三五一番二

三五二番三

三五四番三

三六〇番三

三六一番一

三六二番一

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

長野県小県郡青木村大字田澤

字洞沢口　三五〇番

三五〇番一

三五一番一及び三五一番二

三五二番三

三五四番三

三六〇番三

三六一番一

三六二番一

三七二番二　四号

三七八番二　五号

四一四番　六号

四一一番　七号

四一〇番　八号及び九号

四〇九番　十号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

滝ノ沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路敷のうちその接している区間の河川敷及び道路敷

長野県小県郡青木村大字田澤

字伊吾沢　三九〇番

四〇二番一

四〇二番イ

四〇三番

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱六号と一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

長野県小県郡青木村大字田澤

字伊吾沢　四〇五番　一号

四〇三番　二号

四〇〇番　三号

三九三番　四号

三九一番　五号

字湯坂山　二一一番　六号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

横手ノ沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷

長野県小県郡青木村大字田澤

字東原　二四五八番ロ

字中道　二四〇五番イ

二四〇五番ロの一及び二四〇五番ロの二

二四〇六番ロ

二四〇七番ロ

二四一三番ロ

二四一四番一

二四一八番

二四二六番及び二四二七番

二四二八番一及び二四二八番二

二四四四番ロ

二四〇三番及び二四〇四番

二三七二番一及び二三七二番二

二三七三番一及び二三七三番二

二三七七番ロ

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

奈良尾川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する道路の内その接している区間の道路敷

長野県小県郡青木村大字田澤村

字潜岩　一七八七番

一七八八番一

一七八八番ロ

一七八九番一及び一七八九番二

一七九〇番ロ

一七九〇番一

五　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

山田沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内、その接している区間の河川敷及び道路敷

長野県長野市信更町赤田

字下赤田　二七二番三

二七二番五

二七三番一

二七三番三

二七四番一

二七九番二及び二七九番三

二八〇番一及び二八〇番二

五八二番

五八四番から五九七番まで

五九八番一及び五九八番二

五九九番一及び五九九番二

六〇〇番から六〇三番まで

六〇四番一及び六〇四番二

六〇五番から六〇七番まで

六〇八番ホ

六〇八番への一及び六〇八番への二

六〇八番ト及び六〇八番チ

六〇九番から六一三番まで

六一四番一及び六一四番二

六一五番一及び六一五番二

六一六番一から六一六番六まで

六一六番ハ

六一七番一から六一七番三まで

六一八番一及び六一八番二

六一九番及び六二〇番

六二一番一及び六二一番二

六二三番

六四九番

六五〇番イ及び六五〇番ロ

長野県長野市信更町田野口

字大塚　五七四番から五七七番まで

長野県長野市信更町氷ノ田

字吉田　二六一五番

二六二六番二

二六二七番一から二六二七番三まで

二六二八番から二六三三番まで

二六三三番一

六　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

裏沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する道路の内その接している区間の道路敷

長野県長野市大字若穂綿内

字堂野入

一〇〇四三番一及び一〇〇四三番二

一〇〇四三番三四から一〇〇四三番三七まで

一〇〇四三番三九から一〇〇四三番五二まで

一〇〇四四番

字馬越脊

一〇〇四五番一

一〇〇四五番三から一〇〇四五番一九まで

一〇〇四五番四〇

字宮浦　三三六五番一及び三三六五番二

三三六六番から三三七三番まで

七　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

オモ入本沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線及び標柱十九号と一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

長野県岡谷市字内山

四七六九番一〇八　一号から三号まで

四七六九番三八三　四号及び五号

四七六九番三八二　六号

字宮山

二四一四番一

二四一八番

二四二六番及び二四二七番

二四二八番一及び二四二八番二

二四四四番ロ

二四〇三番及び二四〇四番

二三七二番一及び二三七二番二

二三七三番一及び二三七三番二

二三七七番ロ

字宮下

二三七二番一及び二三七二番二

二三七三番一及び二三七三番二

二三七七番ロ

(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

奈良尾川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する道路の内その接している区間の道路敷

長野県小県郡青木大字田澤村

字潜岩　一七八七番

一七八八番一

一七八八番ロ

一七八九番一及び一七八九番二

一七九〇番ロ

一七九〇番一

(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

山田沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内、その接している区間の河川敷及び道路敷

長野県長野市信更町赤田

字下赤田　二七二番三

二七二番五

二七三番一

二七三番三

二七四番一

二七九番二及び二七九番三

二八〇番一及び二八〇番二

五八二番

五八四番から五九七番まで

五九八番一及び五九八番二

五九九番一及び五九九番二

六〇〇番から六〇三番まで

六〇四番一及び六〇四番二

六〇五番から六〇七番まで

六〇八番ホ

六〇八番への一及び六〇八番への二

六〇八番ト及び六〇八番チ

字大塚

字戸口